

電気通信大学アカデミックアドバイザーに関する規程

令和 2年 2月19日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学に置くアカデミックアドバイザーの取扱いについて定めるものとする。

(職務内容)

第2条 アカデミックアドバイザーは、学生の成績や履修状況等を考慮しながら、履修相談や学修支援を行うことを職務とする。

(就業規則の適用)

第3条 アカデミックアドバイザーは、国立大学法人電気通信大学非常勤職員就業規則別表に規定する非常勤教員とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。